

国立大学法人九州大学教員人事規則

平成16年度九大就規第2号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和5年3月30日
(令和4年度九大就規第38号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第2条第1項第1号に定める教員の職務とその責任の特殊性に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する教員の職種、職務、人事その他の必要な事項について定めるものとする。

(職種・職務)

第2条 教員の職種は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

2 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。

(期間又は任期を定めた雇用)

第3条 教員については、期間又は大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づく任期を定めて雇用することがある。

2 就業通則第13条第4号の規定は、前項の任期を定めて雇用された者の任期が満了した場合について準用する。この場合において、同号中「期間」とあるのは「任期」と、「満了した場合」とあるのは「満了した場合（再任された場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(採用及び昇任)

第4条 教員の採用及び昇任は、総長が選考し、決定する。

(配置換及び出向)

第5条 教員の配置換及び出向を総長が決定するに当たり、教授会は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号。以下「教授会通則」という。）第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べることができる。

2 教員に出向を命ずる場合は、出向の目的、出向先の職種・職務内容及び期間等を明示し、当該教員の同意を得て行うものとする。

(解雇)

第6条 教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することがある。

- (1) 学校教育法第9条第1号又は第4号に該当する場合
- (2) 勤務実績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがないと認められた場合
- (3) 精神又は身体の障害により、業務に堪えられないと認められた場合
- (4) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、教員としての職務を果たし得ないと認められた場合
- (5) 教員としての地位を維持するのが適当でないと認められた場合
- (6) 経営環境の悪化により、やむを得ず教員の減員が必要となった場合
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

2 教員の解雇を総長が決定するに当たり、教授会は、教授会通則第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べることができる。

(降任)

第7条 教員の降任を総長が決定するに当たり、教授会は、教授会通則第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べることができる。

(懲戒)

第8条 教員の懲戒を総長が決定するに当たり、教授会は、教授会通則第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べることができる。

(研修の機会)

第9条 教員には、研修を受ける機会が与えられるものとする。

2 教員は、職務に支障のない限り、所属する部局等の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、総長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(期間を定めて雇用される者の取扱い)

第10条 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規則の定めを読み替えて適用する事項については別表1のとおりとし、この規則の規定を適用しない事項については別表2のとおりとし、この規則の規定を適用せず、他の規則において定める事項については別表3のとおりとする。

(期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱い)

第11条 就業通則第2条第3項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱いで、この規則の定めを読み替えて適用する事項については別表4のとおりとし、この規則の規定を適用しない事項については別表5のとおりとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大就規第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大就規第2号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成23年度九大就規第8号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大就規第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大就規第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大就規第5号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大就規第19号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第38号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 10 条関係）

対象となる者	読み替える条項	読み替える事項
有期教員	第 4 条（採用及び昇任）	「採用及び昇任」を「採用」と読み替える。
特定有期教員	第 4 条（採用及び昇任）	「採用及び昇任」を「採用」と読み替える。

別表 2（第 10 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員	第 7 条（降任）
特定有期教員	第 7 条（降任）

別表 3（第 10 条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
有期教員	第 6 条（解雇） 第 8 条（懲戒）	有期教員就業規則第 9 条 有期教員就業規則第 12 条
教員（年俸制）	第 6 条（解雇） 第 8 条（懲戒）	教員（年俸制）就業規則第 11 条 教員（年俸制）就業規則第 14 条
特定有期教員	第 6 条（解雇） 第 8 条（懲戒）	特定有期教員就業規則第 6 条 特定有期教員就業規則第 6 条

別表 4（第 11 条関係）

対象となる者	読み替える条項	読み替える事項
有期教員（無期転換者）	第 4 条（採用及び昇任）	「採用及び昇任」を「昇任」と読み替える。

特定有期教員（無期転換者）	第4条（採用及び昇任）	「採用及び昇任」を「昇任」と読み替える。
---------------	-------------	----------------------

別表5（第11条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員（無期転換者）	第7条（降任）
特定有期教員（無期転換者）	第7条（降任）